

# 法令

## 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

### ◎軌道法に依る申請に對する處分

京都府

京阪神急行電鐵 京阪線工事方法變更の件

京阪神急行電鐵申請に係る標記の件は三條停留場の構内渉線を約三六米大阪方に移設せんとするに當り、藤森停留場下手渉線を撤去し右に流用せんとするものにして右は二月二十九日附業監第一四二號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

東京都

東京急行 玉川線工事方法變更の件

東京急行申請に係る標記の件は申請書中不備事項を委任狀を以て訂正せんとするものにして右は三月五日附業監第一三六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

京都府

京阪神急行 電氣工事方法變更の件

京阪神急行申請に係る標記の件は京阪線中書島停留場に於ける價號機の一部を訂正、進路表示燈を五臺追加せんとするものにして右は三月五日附業監第一四三號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市 軌道工事施行認可申請期限延期の件

大阪市申請に係る標記の件は時局下諸資材の入手難に計畫の再検討の爲申請期限を昭和二十一年十月三十一日迄延長せんとするものにして右は三月五日附業監第一三五號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

大阪府

關西急行 軌道起業廢止許可の件

關西急行申請に係る標記の件は昭和四年七月一日監第一七六六號を以て特許を得たる天王寺線は情勢の變化に因り其の主要性も薄弱となり且つ時局下諸資材の入手難等に鑑み本路線の敷設權を放棄せんとす

るものにして右は二月二十九日附業監第四三號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電鐵 國道線工事方法變更の件

阪神電鐵申請に係る標記の件は昭和十八年三月十六日附監第二五六號を以て特許を得たる武庫川線は一部竣功したるも附近〇關係會社よりの要望の爲竣功路線に引續き國道線の一部に跨線橋を新設せんとするものにして右は二月二十九日附業監第一七三號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電鐵 武庫川第一期線假設工事方法變更の件

阪神電鐵申請に係る標記の件は昭和十八年十月三十日附監第二一三八號を以て認可を得たる武庫川線及本線間の假連絡線中枕木サンドル式假橋梁部分を盛土式に變更せんとするものにして右は二月二十九日附業監第一七四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

阪神電鐵 武庫川間軌道工事施行の件

阪神電鐵申請に係る標記の件は昭和十八年三月十六日附監第二五六號を以て特許を得たる前大濱、甲子園口間の内武庫川國道二號線に單線軌道を施行せんとするものにして右は二月二十九日附業監第一七五號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

長崎縣

長崎電軌 大橋停留場線踏及工事方法變更の件

長崎電軌申請に係る標記の件は近來乗降客激増し既設線にては不便多き爲現在の分岐點を「シサース」互線に變更と共に乗降場を延長せんとするものにして右は三月一日附業監第一六一號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋鐵道 會社合併の件

名古屋鐵道株式會社外一會社申請に係る標記の件は兩會社は地域的にも互に密接不離の關係に有り電力の受給業員の配置等營業上關聯深く合併に依り之が經營を一元的ならしめ資本強化經營の合理化を圖らんとせんものにして右は二月二十九日附業監第二〇四號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

名古屋鐵道 會社合併の件

名古屋鐵道株式會社外一會社申請に係る標記の件は兩會社は其の施設の共用電力の受給竝に地域的にも互に密接不離の關係に有之合併に依り之が經營を一元的ならしめ時局下交通事業の整備統合の國策に順應せんとするものにして右は二月二十九日附業監第二〇六號を以て内務運輸通信兩大臣より認可ありたり。